
令和6年 第2回 日之影町議会定例会会議録 (第3日)

令和6年6月13日 (木曜日)

議事日程 (第3号)

令和6年6月13日 午前10時00分開議

- 日程第1 議案第37号 令和6年度日之影町一般会計補正予算 (第1号)
日程第2 議案第38号 令和6年度日之影町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第1号)
日程第3 議案第39号 令和6年度日之影町介護保険特別会計補正予算 (第1号)
日程第4 議案第40号 工事請負契約の締結について
日程第5 議長発議 閉会中の継続調査の申し出について
日程第6 議長発議 議員派遣について
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第37号 令和6年度日之影町一般会計補正予算 (第1号)
日程第2 議案第38号 令和6年度日之影町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第1号)
日程第3 議案第39号 令和6年度日之影町介護保険特別会計補正予算 (第1号)
日程第4 議案第40号 工事請負契約の締結について
日程第5 議長発議 閉会中の継続調査の申し出について
日程第6 議長発議 議員派遣について
-

出席議員 (8名)

1番 久保 優一君	2番 小谷 幸治君
3番 小川 輝久君	5番 甲斐 睦彦君
6番 一水 輝明君	7番 河野 學君
8番 甲斐 徳仁君	9番 高館 英嗣君

欠席議員 (なし)

欠 員 (なし)

事務局出席職員職氏名

説明のため出席した者の職氏名

町長	……………	佐藤 貢君	副町長	……………	甲斐 敏弘君
教育長	……………	橋本 範憲君	総務課長	……………	工藤 富士君
地域振興課長	……………	関 雅人君	会計管理者	……………	津隈 富美君
町民福祉課長	……………	押方 誠君	税務課長	……………	福川 勝志君
農林振興課長	……………	平川 誠二君	建設課長	……………	春田 直人君
保健センター所長	………	甲斐 康弘君	教育次長	……………	平川 浩二君
代表監査委員	……………	小林 政隆君			

午前10時00分開議

○議長(高館 英嗣君) おはようございます。

傍聴者の皆様におかれましては、大変御多用のところ議会傍聴においでいただきまして、誠にありがとうございます。

これから本日の会議を開きます。

日程第1. 議案第37号

○議長(高館 英嗣君) 初めに、日程第1、議案第37号令和6年度日之影町一般会計補正予算(第1号)を議題とし、これから質疑を行います。甲斐徳仁君。

○議員(8番 甲斐 徳仁君) それでは、質問させていただきたいというふうに思いますが、今回の一般会計補正(第1号)の歳出、教育費の歳出39ページ、歳入も当然10万円の地域負担、地元負担ということで、今回230万ですね、合わせて240万というコミュニティ助成事業の補正でありますけれども、これはこの事業費がですよ、確保できたということは、枠が増えたのか、その事業費そのものの枠が増えたものなのか、そうであるならば、この対象公民館の数と、この備品の内容をお聞かせください。

○議長(高館 英嗣君) 教育次長。

○教育委員会教育次長(平川 浩二君) 今回のこの備品購入事業の240万につきましては、先ほど甲斐議員がおっしゃられたとおり、コミュニティ助成事業という形で計上させていただいております。

今回は、昨年9月に調査をした令和6年度全体での予算を一括して計上させていただいております。10分館、10公民館の分でエアコンや冷蔵庫、ブロワー等を計上させていただいてい

るところです。

以上となります。

○議長（高館 英嗣君） 甲斐徳仁君。

○議員（8番 甲斐 徳仁君） 10公民館という答弁でありました。エアコンあるいはブロアーと、そういう地域に必要な不可欠な備品ということでありますけれども、これは昨年9月ということですね。

そういう要望を取られたということですが、そこまでの積み上げが十分要望がある公民館から対応ができていっているかどうか、今回ですね、この240万で。そこらあたりはどのような状況でしょうか。

○議長（高館 英嗣君） 教育次長。

○教育委員会教育次長（平川 浩二君） 今回、令和4年度までの部分は、全て要望どおり皆さん方に備品購入という形で購入していただいて、令和5年度に今回調査して上がってきた部分につきましては全て、今回の予算で全て購入できるという形を取っております。

以上となります。

○議長（高館 英嗣君） 甲斐徳仁君。

○議員（8番 甲斐 徳仁君） 大変これはありがたい事業ですよ。このことによって、令和4年度までの分は全て要望どおり対応はできたと。

新たに10公民館がこの240万を原資に、そういう地域の活性化のため、そして地域の利便性のためにやられるということですが、この10公民館でこの総額240万、ほぼこれで大丈夫ですか。その積算はしっかり当然やられた結果としてのこの数字でしょうけれども。

○議長（高館 英嗣君） 教育次長。

○教育委員会教育次長（平川 浩二君） 各公民館より見積書を提出していただいております。こちらに基づきまして今回請求させていただいておりますので、この分で十分賄えるというふうに考えております。

以上であります。

○議長（高館 英嗣君） 甲斐徳仁君。

○議員（8番 甲斐 徳仁君） ちなみに、例えばブロワーとかですよ、個別的な機械を挙げれば。これは、その対象公民館さんのほうからは、相見積り的に出されているのか、相見積りではないのか、そこらあたりはどのようなふうな扱いでしょうか。

○議長（高館 英嗣君） 教育次長。

○教育委員会教育次長（平川 浩二君） 各公民館からいただいております見積りにつきましては、今のところ一社見積りでいただいております。執行段階で3社等の見積り、複数を取って対応し

たいというふうに考えているところです。

○議長（高館 英嗣君） 甲斐徳仁君。

○議員（8番 甲斐 徳仁君） あくまでも見積りは公民館側からの一社見積りと、執行前に相見積りを取ると。それは、当該公民館にはそういった説明はしっかりされていますよね。

○議長（高館 英嗣君） 教育次長。

○教育委員会教育次長（平川 浩二君） 各公民館には説明をさせていただいておるところであります。執行に当たりましては、教育委員会のほうで行いたいというふうに考えております。

以上であります。

○議長（高館 英嗣君） よろしいでしょうか。ほかに、小川輝久君。

○議員（3番 小川 輝久君） 関連であります。この公民館はですね、やっぱりあの今高齢化が進んでおって、座椅子の購入が非常にどこの公民館に行っても多いんですが、こういったこと、当地区においても去年ほどそろえたんですが、そういったもののこういった備品の制限、種類とかの制限とかはないのか。

それと、自分たちの公民館で実際もうそろえてしまった、そういったものに対しての領収書とかがあっての助成、そういったものはもう全然考えていないのか。もちろん、見積書が最初でいるということですので、駄目だとは思っておりますけれども、そういった対処の方法をお聞かせください。

○議長（高館 英嗣君） 教育次長。

○教育委員会教育次長（平川 浩二君） 椅子につきましては、はい、今年度も一公民館のところから上がってきております。その購入できる備品については特段の縛りはなく、備品購入という文言しかございません。

後は出していただいた公民館のどういう形で利用するかというのを、教育委員会でも聞き取りをさせていただいておりますが、それを基に必要であるというふうに判断する分につきましては、認めさせていただいております。

また、購入後ということになります。補助事業財団からいただいているということもござい。ますので、購入後という形の対応というのは、なかなか難しいものがあるというふうに教育委員会のほうで考えているところです。

以上です。

○議長（高館 英嗣君） よろしいでしょうか。はい、関連で。久保優一君。

○議員（1番 久保 優一君） 今、備品の購入でということ。で話が進んでいたんですけど、少しちよつとずれるかもしれないんですけど、例えば公民館行事を快適に行うために、この畳の張り替えなんかはこの事業に適應するんですかね。そこのところをお伺いいたします。

○議長（高館 英嗣君） 教育次長。

○教育委員会教育次長（平川 浩二君） ちょっとそこまで細かく見ておりませんでした。畳の張り替えにつきましては、備品としては認められませんので、そういう面で見ますと、認められないというふうに考えておりますが、もう一度要項等を確認した上で、また検討していこうと思います。

○議長（高館 英嗣君） よろしいでしょうか。ほかに関連はありませんか。甲斐徳仁君。

○議員（8番 甲斐 徳仁君） 参考までに、本町にひとり公民館というのは何件あるものですか。

○議長（高館 英嗣君） 教育次長。

○教育委員会教育次長（平川 浩二君） 申し訳ありません。その資料を持ってきておりませんので、また改めて答弁させていただきます。

○議長（高館 英嗣君） 後ほどということで、はい。ほかには質疑はありませんか。甲斐徳仁君。

○議員（8番 甲斐 徳仁君） それでは、消防についてお尋ねをしたいというふうに思いますが、ページ数は35ページ、歳出35ページの、消防団の出動報酬79万1,000円、その下の報償金の減額の27万円、これも議運でお話を聞かせていただきまして、いろいろ過去に質問も多々あった案件でありました。

こういうふうな数字が出てくるということは、その質問の意思を酌んでいただいたらろうと、そういうふうな認識もいたしておりますが、ちなみに、この夏期訓練の手当がですね、5日間からおおむね、10日間か、10日間の日程というくくりの中で積算をされた金額がこの金額だろうと思うんですね。

18部隊消防あるわけですけれども、昔のように右肩下がりでもう団員が減りますから、部によっては合同でというふうな状況だろうというふうに思いますが、その中で例えばこれはあくまでも消防を所管する町当局として、例えば10日間というこの積算の中で、10日間分は見ますよと。それ以上については、それは当然ありません。それ未満については、未満があるのかどうか分かりませんが、そこらあたりはどういう指導なり助言なり、部にはされるお考えでしょうか。

○議長（高館 英嗣君） 総務課長。

○総務課長（工藤 富士君） ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

今御質問の内容のとおり、議会等での御意見を踏まえながら、今回の補正を示させていただいておるといった状況でございます。

この内容につきましても、所管します総務課、並びに幹部会のほうにも協議の場を持ちまして、お示しをさせていただいて、ともに了解を頂いたという状況でございます。

5日、10日未満というような状況についても聞き取りをしましたが、おおむね10日以上の練習はどの団もやっておるといった状況が把握できましたので、この数値を用いて協議をし、御了

解を頂いたという状況になります。

もちろん、実績報告の提出のほうも、全協のほうでお話をさせていただきましたが、そういったものは求めてまいりますし、状況において各部長さんの御意見を踏まえたというところを改めて確認をしたということで、御理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（高館 英嗣君） 甲斐徳仁君。

○議員（8番 甲斐 徳仁君） はい、理解をいたしました。この消防関係につきましても、令和5年度では小型ポンプ、自動車ポンプ、積載、総合合わせて12かな、ちょっと記憶しておりませんが、そういう団員の皆さん方が暑い中に一生懸命頑張っていたいておりますが、一方で本庁は機能別というふうに移行をしまして、定数が今250人でしたかね、機能別の定数が250人。基本団員を上回るような状況ですよ、本庁は。

これは、非常に恐らく県内でもないんじゃないかと思うんですよ、基本団員を上回る機能別団員がいる町村なんていうのは、そりゃ分かりませんが、恐らくないのかなというふうに、すばらしいなどある意味、そういう認識はしておりますけれども、一方で若い団員が諸般の事情で退団を余儀なくされた。

しかしながら、要綱の中では機能別に移行できないというくくりもあるじゃないですか。でも、直近では戸川の山火事ですかね、ございましたけれども、やっぱり一番近くにおる人が初期消火に行かれる、もうこれはいい、悪いとかは別として、有事の際にはもうなりふり構わず、近くにおる人が対応するちゅうのは、もうこれは人間の心理としては当たり前なんだろうと思うんですよ。

ところが、消防を諸般の事情で辞められた方、そして機能別に移行できない方、そういう地域で何かがあったときに、もうそういうことは顧みず行って、消火活動された。で、怪我をされた。そういうときの対応は何も心配はないでしょうかね。

○議長（高館 英嗣君） 総務課長。

○総務課長（工藤 富士君） 機能別消防団につきまして、御質問のとおり多くの方に御参加いただいて、御理解いただいて、そういった意味じゃ県内でもそういった体制は町民を挙げてやっておるといったところは、強く発信できる内容だというふうに思っております。

私も本年度参りまして、機能別消防団への移行につきましては、何らかの理由により退団をされた場合については、機能別のほうに移行でき、再入団できるという認識でございます。

また改めて確認はさせていただきますが、質問のその他の皆さんが参加して事故等に、災害等に遭った場合の対応ということでございますが、有事の際には必然的にそういった皆さんが参加をして、御協力いただくちゅうのはありがたいことで、その中でOBの方とか、おられる方が参

加をいただいた折の保障的制度は持っておりません。

ただ、総務課のほうで把握しております出勤人員とか、そういった中でですね、そういった人たちがどういった形で参画いただいて、協力いただいて、そういう経緯に達した折に、共済等が効くようであれば、そこ辺で整理はしていきたいというふうに思っております。

近年で、そういった事例はちょっとまだ発生しておりませんが、そういった対応、危機的な対応といいますか、有事の際の対応をちょっと整理させてください。（発言する者あり）

今言いましたように、町村会の共済があるということですので、そこ辺も整理をして、有事の際の対応はしっかりしていこうというふうに思います。

以上でございます。

○議長（高館 英嗣君） 甲斐徳仁君。

○議員（8番 甲斐 徳仁君） 私が一番心配しているのは40代、30代、40代で本町にとっては一番の若い方々が、諸般の事情で退団をされた。退団はされたが、機能別は条例250人じゃないですか。だからそれ以上増やされませんわね、条例を変えん限りは。条例改正をせんと。だから、入られんじゃないですか。

でも、地域にとっての若い方は、何かあったときはやっぱり誰よりも早く行きます、若いから、その分。でも、車には実際乗れない。積載車を動かしたくても動かさないですよね。で、それは仕方ないので、自分で無我夢中で対応しよったと。そういうのは、見なし機能別というカテゴリーか何かはでけんもんでしょかね。

もちろん、その町村会の共済等が使えるなら、もうそれはありがたい話ですけども、そこ例えば有事の際はみなしだと。規定としては55歳以上とか、年齢は知りませんが、機能別に入れる年齢はですね。そういうこ柔軟性を持たんと、何かちょっと、何かあったときにですね、ちょっとどうかなという一抹の不安がありましたので、確認をしてみました。

○議長（高館 英嗣君） 総務課長。

○総務課長（工藤 富士君） ありがとうございます。そういった御意見を踏まえながらですね、有事の際に不利益が生じないように、小まめな対応といいますか、そういったところは整理しながら、ぜひ対応できる体制を確認しておきたいというふうに思います。

もちろん、いろんな制限はあろうかと思うんですが、そうした中で、貴重な御意見ということで整理させていただきます。

以上でございます。

○議長（高館 英嗣君） 関連はありませんか。河野學君。

○議員（7番 河野 學君） 私勉強不足なんですけど、機能別、定員数250人いっぱい入っているんですか。

○議長（高館 英嗣君） 総務課長。

○総務課長（工藤 富士君） はい、定員の250名に対しまして、250名の皆さんに入っているだけでございます。細かく言いますと、260名ぐらいということですが、そういった中で、定員の250を現在整理しているといった状況でございます。

○議長（高館 英嗣君） 河野學君。

○議員（7番 河野 學君） その退団された若い、どこから若いのか分かりませんが、機能別に入らねとよねっちゅう。若いから入らねとよねっちゅう。そういう人が入って、我々高齢者を省いた方が機動力があっていいんじゃないかなと思うんですけど。

そして、機能別に入っておって、各消防団に再入団して頑張ろうという人がおるならば、それに越したことはないわけですから、上を切って下を入れたのがいいんじゃないですかね。その条例定数にこだわるなら。

○議長（高館 英嗣君） 答弁は、総務課長。

○総務課長（工藤 富士君） ありがとうございます。若い人の力というものはやっぱり貴重でございます。そういった臨時的な対応も心強く思っております。

そういった年齢的なものもお示しした中で、機能別消防団というのはございますが、そういった若い方は、本隊の部のほうにでも入っていただくような汲みをしていただくとありがたいというふうにご検討いただいております。

そういった若い方が一人でも消防団の本隊のほうに入っていただければ、さらに貢献度も高く、内容も充実した消防団活動につながっていくんじゃないかなというふうに思っておりますが、そういった誘導の仕方をしていきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（高館 英嗣君） 河野學君。

○議員（7番 河野 學君） だからですよ、機能別に入っておって、もう一回本隊に入りたいという人がおるなら、入れんでぶらぶらしている、——ぶらぶらという例えが正しいかどうかは分かりませんが、機能別に一旦入っておって、そして消防団が本隊の方が不足したから、もう一回やるぞというような意欲をかきたてするような施策をしてですね、もうそれは上を切って、私たちみたいな高齢者はもう切られたほうがいいですよ。そういうふうな工夫はできないものかなということを伺います。

○議長（高館 英嗣君） 総務課長。

○総務課長（工藤 富士君） ただいまの御質問にお答えいたします。

そういった元気でやる気のある方がおられれば、そういったほうにも誘導できるように検討していきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（高館 英嗣君） よろしいでしょうか。ほかに質疑はありませんか。一水輝明君。

○議員（6番 一水 輝明君） ただいまの意見を聞いておまして、一番心配されるというか、危惧されることに、例えば若い方でも機能別消防団に入られるということになれば、それはもう機能別でいこう、となって、本体が減っていく可能性があるのも懸念されるわけですね、基本的には。

なので、やはりできるだけ本隊にも——本隊という言い方が本当か分かりませんが、基本消防団としてできるだけ残っていただくというその説得と、どうしても仕事の都合で遠隔地に入れば、これはもう当然退団という選択をしなきゃいけないというのは理解できますので、そういったところの把握でうまくいかないと、なかなか難しい部分も出てくるんじゃないかなというふうに思いますので、そういったあたりの加味していただいて、団本部との話合いも含めてやっていかないと、やはり難しい部分があるのかなというふうに今聞いておりましたので、総務課長、そこ辺はどのようにお考えでしょうか。

○議長（高館 英嗣君） 総務課長。

○総務課長（工藤 富士君） ありがとうございます。そういった取組につきましても、近々といえますか、幹部会のほうが開催されますので、議会で出た御意見ということをお紹介しながら、今後の取組の中につなげていきたいというふうに思いますし、若い者がどんどん入っていただいて、それこそ活気ある消防団活動が町全体でできるように、一致団結して取り組んでいけるよう、検討を引き続きやっていきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（高館 英嗣君） ほかに関連はありませんか。ほかに質疑はありませんか。甲斐睦彦君。

○議員（5番 甲斐 睦彦君） それでは、歳入の繰入金、公共施設整備基金からの繰入が計上されていますけど、1,430万円、ページ数は11ページになります。これについての御説明をお願いいたします。

○議長（高館 英嗣君） 総務課長。

○総務課長（工藤 富士君） ただいまの御質問にお答えいたします。

公共施設等整備基金の繰入金でございますが、最初のほうにも上げておりますが、八戸のほうに新規住宅団地の整備を計画させていただいておるにつきましては、御案内のとおりでございます。

それに伴います基本実施設計の委託料の原資に充当するために、1,430万を取り壊したいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（高館 英嗣君） 甲斐睦彦君。

○議員（5番 甲斐 睦彦君） 次のページの住宅整備事業、1,870万計上されていますけど、これはリンクというあれでいいんですかね。じゃあ、合計してということでもいいんですか。

○議長（高館 英嗣君） 総務課長。

○総務課長（工藤 富士君） 11ページの繰入金等を含めて、事業の関連しますのは、今言われました住宅団地整備事業とリンクしているということでございます。

○議長（高館 英嗣君） 関連はありませんか。河野學君。

○議員（7番 河野 學君） 八戸住宅団地の整備という話では、これプロポーザルはまだ結果は出らんとですかね。どうなっているのかなということを伺います。

○議長（高館 英嗣君） 建設課長。

○建設課長（春田 直人君） この八戸団地のプロポーザルにつきましては、令和6年2月に指名型でプロポーザルを依頼しまして、3社から提案を頂きました。4月と5月に2回プロポーザルの選考委員会を行いまして、その中で住宅建設に係る留意点やイメージ、概算工事費、メンテナンス等を総合的に勘案しまして、株式会社岩切設計さんが最優秀提案者となったということで、現時点決定しております。

○議長（高館 英嗣君） 河野學君。

○議員（7番 河野 學君） このプロポーザルの結果は、大体どの辺に出るのですか。どの辺を予定しているのですか。プロポーザルの結果、その委託した業者に。

○議長（高館 英嗣君） 建設課長。

○建設課長（春田 直人君） 今申しましたように、プロポーザルの選考委員会で最優秀提案者は、株式会社岩切設計さんということで決定をいたしましたので、この後は岩切設計さんとその基本設計、実施設計についての取組をしていきたいと考えております。

今議会でその費用を3,300万委託料として上げさせていただいているところです。

以上です。

○議長（高館 英嗣君） 関連は、久保優一君。

○議員（1番 久保 優一君） そのプロポーザルのときに、選考のときにこの岩切設計さん、どのようなイメージを出されたのか、お伺いできればお答えいただきたいと思います。

○議長（高館 英嗣君） 建設課長。

○建設課長（春田 直人君） 今回の岩切設計さんのプロポーザルでいきますと、周辺の近隣の住宅とある程度マッチをするような提案でありまして、また入居された住民同士がですね、コミュニケーションが取れるような共有スペース等を有したプランとなっております。そういったところを評価の対象として選考させていただいている経緯がございます。

○議長（高館 英嗣君） よろしいでしょうか。ほかに関連はありませんか。甲斐徳仁君。

○議員（8番 甲斐 徳仁君） 関連をさせていただきますが、原資の確率でページ数は5ページになります。地方債補正ですけれども、今回過疎債1,900万円ということで補正が上がっておるようですが、結局この過疎債の1,900万ですよ、もうちょっと上積みはできんかったもんですか。そこをお聞かせください。

○議長（高館 英嗣君） 総務課長。

○総務課長（工藤 富士君） ただいまの御質問にお答えいたします。

過疎債の限度額、今回の補正につきましては、限度額を1,900万ほど上げさせていただくというところがございますが、もううちの割当ての制限のいっぱいいっぱいの状況で、一応いいですかね。

○議長（高館 英嗣君） 副町長。

○副町長（甲斐 敏弘君） この過疎債の1,870万につきましては、過疎債の当てるものが、充当できるというのが制限がございます、実施設計の事業費に対しまして75%が充当できるという縛りがございます。

今回予算ですが、実施設計額がおよそ2,500万ということで、その75%の1,870万が充当、限度額ということで今回過疎債を当てさせていただいております。残りにつきましては、先ほど申しました基金から繰り入れをしたいというふうに考えているところです。

○議長（高館 英嗣君） 甲斐徳仁君。

○議員（8番 甲斐 徳仁君） 設計における、いわゆる建てるものにおける所要額の70数%という御説明でありましたけれども、結局今度は実施設計の約10倍が上物になるという、通常では世間ではよくそういう話があるわけですよ。

だから、最終的には建物的には3億近くなるのかなと、今の物価高騰等を考えればですよ。大体おおむねざっくり、そこへの金額は予想金額的にどれぐらいになるもんですか。

○議長（高館 英嗣君） 建設課長。

○建設課長（春田 直人君） 今甲斐議員のおっしゃられるように、今後の事業費として勘案しますと、まだプロポーザルの段階での概算になりますので、言われるように今後物価上昇等も勘案されてくると思いますので、大きく変わる可能性もありますが、約4億から5億間の事業費になってくるんじゃないかというふうに考えているところです。

以上です。

○議長（高館 英嗣君） ほかに関連はありませんか。ほかに質疑はありませんか。小谷幸治君。

○議員（2番 小谷 幸治君） それでは、ページ数が36ページから37ページにかけて、教育費の小学校費と中学校費の中で、委託料の中で、学校薬剤師業務委託料、小学校が12万円、中

学校が4万円出ておりますが、それぞれ12万円と4万円増の内容と、委託先とその内容についての説明をお願いいたします。

○議長（高館 英嗣君） 教育次長。

○教育委員会教育次長（平川 浩二君） 今回の学校薬剤師業務委託につきましては、学校保健安全法で、小中学校に学校薬剤師の設置が義務づけられております。その薬剤師によりまして、換気とか採光、照明などの学校衛生環境に関する指導助言を行ったり、健康相談、保健指導等を行っていただいております。

これまでににつきましては、町立病院の薬剤師をお願いをして、業務の範囲内ということで行っていただいておりますが、経営統合を機にですね、郡内のほかの町との整合性を図るために、有償で委託をしたいというふうに考えております。

委託先は町病院になりますが、1校当たり4万円という形で、五ヶ瀬町と合わせた金額にさせていただきますところになります。

以上であります。

○議長（高館 英嗣君） 小谷幸治君。

○議員（2番 小谷 幸治君） 五ヶ瀬の学校と一緒に委託料ということですけども、これはいつからの契約になるのでしょうか。

○議長（高館 英嗣君） 教育次長。

○教育委員会教育次長（平川 浩二君） 議会終了後に早速契約したいというふうに考えております。

以上であります。

○議長（高館 英嗣君） 関連はありませんか。甲斐徳仁君。

○議員（8番 甲斐 徳仁君） 直接ただいまの関連ではありませんが、教育関係でありますのでお尋ねをしたいというふうに思いますが、町債関係で13ページの中にありますスクールバス運行の過疎ソフト事業ですね、非常にありがたい過疎ソフトが譲渡できるということではありますが、このスクールバスについて、一部意見がありまして、数名の方からこの運行基準と方法等について御質問等がございました。

町当局のほうにも出向いて説明をしたいというふうな話を聞いて、はや久しいわけですが、どのような状況で今後どうなるような方針をお持ちですか。

○議長（高館 英嗣君） 教育次長。

○教育委員会教育次長（平川 浩二君） スクールバスにつきましては、学校の設置基準の中で、遠距離になる部分について、遠距離から通学する児童生徒の不利益を生じないようにということで、スクールバスを設置するということが基準としてありますが、本町におきましては、小学校

が3キロ、中学校が4キロの通学距離以上のところにつきましては、スクールバスに乗車ができるという形を取っております。

その以内、通学距離が短い保護者の方から問合せがありまして、スクールバスに乗れないかということがございましたが、その基準があつて、本町においては、現在のところその距離以内につきましては認められませんという説明をさせていただいております。

特段の事情等があつた場合、また御相談くださいということをお願いしておりますので、そちらがお話があるのかどうかということをお待ちしているところです。

以上となります。

○議長（高館 英嗣君） 甲斐徳仁君。

○議員（8番 甲斐 徳仁君） 聞く話によりますと登下校、小学校あるいは児童生徒の登下校等々で、全国的にその高齢運転、それ以外の運転者であっても、どういうわけかその、子どもに突っ込んでいく、あるいはけがをする、そういう話は日常茶飯事ですよね。今の時代はですね、これだけ車社会になってきて。

親御さん日之影町じゃからそれは絶対安全だという保証は全くなくて、やっぱりいついかなるときにそういう大きな事故に巻き込まれる可能性はないとは言えない。

そういう中で、今夫婦共働きの親御さんが多いじゃないですか。スクールバスに基準規定があつて、3キロ、4キロの基準規定があつて乗れない。でも乗れないとして、複数の子供で帰られる子供さんたちはいいんですけれども、例えば1人の場合は、やっぱり親としても不安、子供も不安。

その時間は、ほかのところで図書館なり、あるいはその場所で待機をして親御さんを待つというパターンがあつて、非常に仕事をする中でも安心して仕事ができかねる状況にあることは、紛れもない事実だというふうなお話を聞いたことがありました。

確かに、その個別案件の事情を聞けばですね、もうそりゃ切りがないわけですよ。そこに基準があつて、ある一定のものがないと、それは全てによって組織も進められんわけですから、それは親御さんの気持ちは痛いほど分かるわけですけれども、ただ、さらにはその何か要望書を出したいというふうなお話も聞いたので、そういう要望書の提出があつたかどうかの確認と、そういう移住・定住を進める中に、子供連れの子育てしやすい環境づくりの中に、そういうよそからの子供さんが来られたときの対応ですね。

やっぱり友達はいない、道は分からない、幼少の頃から慣れ親しんだ地域ではないので、そういういろんなバージョンが考えられ得る状況が今日の社会でありますので、そういうことを総合的に含めて、委員会としてどういうふうな判断なり指針なり、今後検討していかれるおつもりか、これは教育長のほうがいいのか分かりませんが、教育長でもいいんですが、そこらあたりをお聞

かせください。

○議長（高館 英嗣君） 答弁を求めます。どちらが、教育長。

○教育長（橋本 範憲君） お答えいたします。

本当に切りがないというのがまずあります。つまり、スクールバスで降りた後、またそれから家まで歩いて帰る。もう最後家までみんな心配なのは当たり前のことで、日之影に限らずですけども、延岡市も高千穂町もたくさんの子たちが道路を歩いて帰っております。

日之影町だけが危険というわけでもありませんし、重々昔と違って今危ない、確かに変わった変な人も多し、車で事故も多いんですけども、先ほど議員もおっしゃったとおり、一人一人の個別の案件を対応していきますと、切りがなくなるなというのが私は考えます。

いろいろ方法も考えるんですけども、まずそのバスをそろえるにしても、物すごいバスの台数が必要になって、つまり今のバスに乗せるということは、一部の人たちはできますけれども、じゃあほかの人たちは同じ距離で歩いている人たちはになってくると、また違うコースになってくるんで、今もう6時半とか7時ぐらいに子供たちはバスに乗って、遠い子は来るんですけども、それをもっと早く、つまり家はもっと早く起きなくちゃいけないし、バスの運転手さんをもっと早く起きなくちゃいけない。

予算の限りもありますし、バスの運転手の確保も大変難しい状況もあるということで、もう何とかしてあげたいというのは分かるんですけども、なかなかどうしようもないというのが実情です。

実際、例えば小学生も今同じ道を、中学校と逆に大人の子たちも宮水小まで歩いて行っている。そういう事情もあることを考えると、じゃあ中学生バスに乗って、小学生は歩くのもおかしいなということもなりますし、本当にいろんなパターンがあって難しい部分があり、ある程度は保護者の皆さんの協力をお願いしないとしょうがないかなというところで、今までここずっと日之影町スクールバスをやっていますけれども、乗れない人たちは自転車通、中学生は自転車通、それができないところは保護者の送迎があっているのも事実でございます。

してあげたいけどなかなかできないというのが一つと、あとは都会の子ほど歩くというのがありまして、田舎の子ほど歩かないというのが、車ですぐ行ってしまうというところなので、たくましさというのを今教育委員会はずっと出しているんですけども、その危険性は別として、また子供の歩いて通うたくましさ、その中のいろんな発見だとかというのがありますし、そちらも含めて対応策をずっと考えて、今も考えてはいるんですけども、全員のを聞いてあげるのはなかなか難しいなというところが、現在の実情でございます。

以上です。

○議長（高館 英嗣君） 甲斐徳仁君。

○議員（8番 甲斐 徳仁君） 小学校3校、そして中学校1校ということで、それぞれの地域に学校も点在していますので、なかなかそのここはできてあつちはできない難しい問題もあります。

家庭的な環境問題もありますし、教育環境行政はやっぱり全てにおいて公平さが必要だろうと思うんですよね。こっちだけ諸般の事情を酌んで、ならというわけにはいかない難しい側面もあるということは、十分認識はしております。

そういうことですので、教育長、やっぱり全ての保護者、そこには代表者がしっかり役員体制があるわけなので、今教育長が言われるようにですよ、やっぱり教育の環境、これの公平さというのをしっかり教育行政は担保する必要があると。

そういう説明をですね、やっぱりしていかないと、なかなかそれぞれがいろんな理由を最も聞けば、なるほどなと理解できるような理由が全てですけれども、しかし、なかなかそれに対応が厳しいという状況である以上ですね、そこは御理解、御協力というメッセージをしっかりと委員会として出す必要があるんじゃないでしょうかね。

じゃないと、やっぱり世代が変わり、考え方が変わり、今の小学生、中学生の親御さんは年齢的に30代、40代がほぼ主流だろうというふうに思いますし、少子化の中で自分たち、自分の子という強い思いと、危険な目に遭わせたくないという、そういう先の不安と、そういうのがやっぱり交錯をする、そういう時代背景も捉えたときに、委員会としてしっかりそこらあたりをさらに御説明するような文章なり、あるいは口頭なりでも構わんと思いますが、いかがですか教育長、そこらあたりの取組は。

○議長（高館 英嗣君） 教育長。

○教育長（橋本 範憲君） ありがとうございます。もううちの職員も、私見ている限り本当に丁寧に対応している、説明もしている、何回か説明しているというのを聞きましたけど、さらに本町の現状を踏まえながら丁寧に、徳仁議員がおっしゃったとおり、丁寧に説明していきたいと思えます。ありがとうございました。

○議長（高館 英嗣君） ほかに関連はありませんか。ほかに質疑はありませんか。甲斐徳仁君。

○議員（8番 甲斐 徳仁君） 17ページの総務費にございます一番下段の負担金補助及び交付金の負担金の項目で上がってきますこの地方税の共同機構負担金3万3,000円、これの金額の算定と内容説明をお聞かせください。

○議長（高館 英嗣君） 税務課長。

○税務課長（福川 勝志君） ただいまの質問について御説明させていただきます。

地方税共同機構という地方団体が共同で運営する法人がありまして、この法人のほうで地方税に関する電子手続、eL T A Xというのがありますけれども、それらの管理運営などを行っております。

その機構の共同システムの利用についての負担金の増額でありまして、この分につきましては、予算編成時に機構のほうから見積り等もいただいておりますが、利用実績の数の増加ということで、増額の補正というふうにしております。

ちなみに、このシステムの利用者数の件数が1,350件、その金額、負担金の額が最終的に4万2,740円となっております。予算では1万円計上しております、差額分の補正となっております。

以上です。

○議長（高館 英嗣君） 甲斐徳仁君。

○議員（8番 甲斐 徳仁君） この機構というところに対する負担金なのか、いわゆるシステムという、このシステムを利用する今件数が出ましたが、1,350件ですか、この利用等に関しての算出的な計算方式なのか。この機構というのはどこにあるんですかね、会社は。

○議長（高館 英嗣君） 税務課長。

○税務課長（福川 勝志君） この地方税共同機構というのは、会社のほうは東京のほうにあります。ちなみに全国町村会館の中にあるようでございます。

この機構がそのシステムの管理運営をしております、そのシステムの利用料、利用数に応じた負担金ということで、機構のほうに納めているものでございます。

以上です。

○議長（高館 英嗣君） 甲斐徳仁君。

○議員（8番 甲斐 徳仁君） 東京の全国町村会館の中にあるというふうなお話でありましたが、これは全国的な大きなものということで捉えていいのかな、町長のほうがそういったものは詳しくかろうというふうに思いますが。

そこで、あのこの地方税が出ますので、さっきの一般質問の河野議員、同僚議員から質問がございました。いわゆる地方税、農機具等々の課税関係ですけれども、答弁内容をお伺いをしたときに、将来的な交付税の算定への影響も危惧すると。私の記憶が正しいかどうか分かりませんが、まあまあおおむねそういうふうな答弁だったやに記憶しておりますが、そこで一つ私町長にお尋ねしたいのは、結局これ申告制で、実数というのが正直本町でも把握し切れないというのが今の現状であります。

この分からないものが交付税の算定というものにそぐうのかどうか、そこらあたりを町長どうお考えかお聞かせください。

○議長（高館 英嗣君） 町長。

○町長（佐藤 貢君） お答えをいたします。

交付税等に影響するというようなお答えをしたというふうに記憶をいたしております。と申し

ますが、もう甲斐議員が一番詳しいわけでありませけれども、交付税措置については基準財政収入額、そして基準財政需要額、その差をもって普通交付税、特交においては臨時的なものとか、そういう流れの中であるわけでありませ。

その中で国税、国の地方税法の中で処理をして、全国の自治体やっけてきているわけでありませから、そういったものを全国的な調査等になったときに、どうい理由で、特別な理由でそういった課税をしていないのか、そういうことが将来的にも影響、私が国のそういう交付税担当であれば、これは他の自治体と通常どおり地方税法に沿って課税をし、やっけている自治体と、いや、その自治体、そういった地方税法をしなくてやっけている自治体の差といのは、当然出てくるというい思いで影響があると、交付税検査、あるいはそういう中であるんだらうというふうに思っけております。

先般ありませように、地方税法の中で特別な免除ができるんではないかなという御質問がありましたけれども、あれを調べてみますと、公益的なものであれば免除も可能ということございませるので、そういう小型農耕車等を持っておられる方が、町全体の公益的なこととかに使われるということであれば、免除も可能というふうに調べております。

そういうことであればできるということでありませが、それ以外はやはりこれは国税、国の一番大きな税法でありませから、我々が条例を変えて免除とかいうことはできませるので、そのい形をお願いをする以外ないのかなということでありませ。

その中で、国としても御負担をかけることに対する何てい言いますか、対価として、申告時にそういうものがあれば、農業経費としてちゃんと控除をいたしませという形で控除した後に、そういう所得税、そういったものを計算いたしませという制度をつくっけていっているわけでありませから、そのあたりを先般はそういった、何てい言いますか、詳しい説明が足らなななことを十分反省しながら、担当課のほうにも町民の皆さん方に丁寧にそういった制度から含めて説明をしていないから、このい形で議会の皆さん方にも不安とい言いますか、いろいろと御意見を頂いたというふうに認識をいたしませしておりますので、今後もまたそういったことについては、税を含めて町民の皆様に丁寧に説明をするように、課長会等を通じて指示をしたところでもございませ。

以上です。

○議長（高館 英嗣君） 甲斐徳仁君。

○議員（8番 甲斐 徳仁君） 早速勉強されたということでありませるので、よなななというふうにい思いますが、実はこの地方税法をる頭をひねって、いろいろ引っ張って探して勉強した経緯がございませました。それで、これは本当に罰則規定がないもんですから、真面目な人がばかを見る、正直者がばかを見るというい状況では、あつては本来ないわけでありませ。

町長が着眼されませ特例措置としての公益性を有するもの等については、免税措置が取れると

いう条項等もございました。じゃあ、何ををもって公益性なのかということ、自分なりにいろいろ考えました結果として、その中山間地、条件不利地域の中山間地は、棚田加算と急傾斜と水田交付金と出ているじゃないですか。国は、そこは採算が合わないから、平場と比べてということでそれを出した。

そして、近場では環境森林譲与税が国民1人全ての国民から1,000円いただくと、これはまさしく公益的な機能を有するものということで、法律でそう定められたと。これは強制徴収ですからね、あの環境森林税は。

そういうことから考えていくと、私はこの宮崎県西臼杵とか東臼杵とかですよ、河川の上流地域にある中山間地、条件不利地域の耕作者は大変な思いをしながら、使命感でさきの一般質問がありますように、自分の代だけはやると。

そういう使命を持ってやられておられるわけでありますので、ぜひせつかく町村会長をお受けになって、今やられておられるわけですから、16の町村長が一堂に会したときにですね、やっぱりここ再確認を皆さんでされる。

本当に減価償却消耗資産で申告すれば経費になるとは言ったものの、私はその以前の話だろうと思うんですよ、この地方税法の農業機械の乗用に関する課税というものはですね。

だから、やっぱりここは法律改正というよりも規制緩和をですね、何とか宮崎県町村会からこれに対する規制緩和はぜひやらないかと。

それに付随して、県の議長会なり皆さんが合意形成できれば、そういう提案を全国に発信をすると。やっぱりそういうふうに私はやっぱり高齢を迎えて、一生懸命やられる方々の手助けになるかどうか分かりませんが、少なくとも気持ちぐらいはですね、それだけ国は考えちよるのかなと、もうちょっと頑張らにやいかんかなというふうな気持ちはならんもんでしょうかね。町長、そこ辺はどげん思いますか。

○議長（高館 英嗣君） 町長。

○町長（佐藤 貢君） 地方税法がたしか私は昭和25年にできたということでありますから、逆に言えばそれから何十年か計算できませんけれども、今甲斐議員がおっしゃったような形がなされずに、そういう形になってきたんだというのが今聞きながら思っていました。

全国1,900ぐらいある自治体のそのほとんどがこういう形で長年やってきて、日之影町はようやく今年そういうことで、住民税申告からお願いをしていくという形になってきております。県内でももう3つか4つぐらいの町村しかしておりません。そういう中で、町村会でこういうことで6月議会で大分お叱りも受けたというような話をして、どう思うかという話は当然できるというふうに思っておりますけれども、その中で全国の町村会に、そういう国との窓口と言いますか、総務部、行政部ありますので、そのあたりと総務省とどういいう見解の中になってきたのか、

詳細についてやはり聞いてみない中で、単に宮崎だけがこういうことでちゅうことでなると、どうも勉強しちよらんもんかとかいうあれもありますので、そのあたりはゆっくり聞いてみたいという気はしております。

その中で、当然意思疎通ができ、意思が統一して要望に上げるということであれば、それは上げることはやぶさかではありませんので、さらに勉強をさせていただければいいかなというふうに思います。

聞きますれば、議会の皆さん方も18日から省庁の方にお見えになり、総務省の人ともお会いするというような話も伺っておりますけれども、逆にぜひ何か話の、正式な話ではなくて結構だと思っておりますけれど、そういうことがあるがというような話もしていただければ、なお助かるかなというふうに今思いながら聞いておりましたので、このことについてはまた私自身も勉強して、また町村の首長とも話をしてみたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（高館 英嗣君） 甲斐徳仁君。

○議員（8番 甲斐 徳仁君） ぜひ前向きに検討していただきたいというふうに思いますが、実は町長のツールをもって、その国にですね、ちょっと確認をしていただければいいかなというふうに思いますが、この地方税法の農機具関連の課税等については、やっぱり国もかなり悩ましい部分もお持ちじゃないのかなというふうなことでありますので、考え方としては、条件不利地域の中山間地における農業をとというのが一つの意として、ただし法人格を有するものについては課税をします。国の補助を頂いております関係上、それはやっぱり責任として支払い、そりゃあくまでも私の持論ではありますけれども、だからそういう落としどころも兼ね備えつつ、また町長のほうでそこあたりをいろいろ検討されて、ぜひ町村会でそういう提案を逆にする。そして、町長ぐらいの頭脳を持っていれば、「なぜ今まで日之影町がこれに対応せんかったかと調べましたら、3町村か4町村か、逆に言うなら日之影どしたもんじゃったのですかと言われました」という御答弁もございましたけれども、私は逆に言えば、それだけ苦慮したから今日こうなったんだということだろうと思うんですよね。だから、全て上から下されてきたものは100%、地方公共団体はその町は受けなくてはならないということではなくて、やっぱりおかしい、ちょっとそぐわないというものについては、私はやっぱり声高らかに、どこの町であっても言ってほしいという思いがしておりますので、またそこらあたりを移行しながら、何とかそういう話を出していただくとうれしいかなというふうに思っておりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（高館 英嗣君） 町長。

○町長（佐藤 貢君） 御意見は承っておりますので、どのような形でできるかどうかというのは、今時点でお答えできませんけれども、また勉強させていただきたいというふうに思っております。

ます。

以上です。

○議長（高館 英嗣君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高館 英嗣君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高館 英嗣君） 反対討論、賛成討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより採決します。日程第1、議案第37号について、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高館 英嗣君） 起立多数であります。よって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

ここでお諮りしますが、おむね1時間経過しています。休憩はよろしいですか。（発言する者あり）

それでは、今から暫時休憩といたします。次の開会を11時15分から再開いたします。それでは、暫時休憩といたします。

午前11時03分休憩

.....

午前11時14分再開

○議長（高館 英嗣君） それでは、皆さんおそろいですので、若干早うございますが、休憩前に引き続き再開いたします。

日程第2 議案第38号

○議長（高館 英嗣君） 次に、日程第2、議案第38号令和6年度日之影町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題とし、これから質疑を行います。質疑はありませんか。小谷幸治君。

○議員（2番 小谷 幸治君） それでは、6ページのまず国庫支出金の中で、総務費国庫補助金が社会保障税番号制度システム整備費等補助金ということで15万9,000円歳入で計上してありまして、次の9ページにかけて、一般管理費で役務費の15万9,000円、通信運搬費ということで計上してありますが、これは同じ金額が上がっているということで、関連があるかと思えますけれども、この補助金の内容と通信運搬費はどのような経費になるのかを説明をお願い

したいというふうに思います。

○議長（高館 英嗣君） 税務課長。

○税務課長（福川 勝志君） ただいまの御質問にお答えいたします。

この歳入のほうにあります社会保障税番号制度システム整備費等補助金15万9,000円ですが、これがこのまま9ページの通信運搬費15万9,000円のほうに充てられます。

この内容につきましては、マイナンバーカードと保険証との一体化に向けたシステム改修事業等の中のメニューの中に、マイナ保険証が国民健康保険のデータベースに登録されて、マイナ保険証として利用可能な加入者の方に通知をするというふうになっておりまして、その通知文書の発送のための郵便料の15万9,000円となっております。

積算としましては、650世帯、郵便料のほうが特定記録郵便、これは発送の記録とか配達の確認ができる郵便になっておりますが、これが普通郵便料プラス160円となっております、その郵便料で650世帯分ということで計上しております。その分は丸々国庫の補助金のほうからの補助になるというふうになっております。

以上です。

○議長（高館 英嗣君） 小谷幸治君。

○議員（2番 小谷 幸治君） マイナ保険証の通知ということで650世帯ということですが、これは保険センター所長ですかね、聞いたほうがいいのかもかもしれませんが、その今町病院ですよ、ひもづけで保険ついていますけども、何人の患者さんがそのマイナンバーカードで受付をされているのかという情報はお持ちですか。

○議長（高館 英嗣君） 町民福祉課長。

○町民福祉課長（押方 誠君） ただいまの質問についてお答えをいたします。

マイナンバーカードの保険証の一体化ということで、今税務課長説明しましたが、病院等におきましては、マイナ保険証で受け付けた方をレセプトに記載をしまして、各加入保険者のほうにお送りをしているということでございます。

実際の加入者と、失礼いたしました。マイナ保険証の登録者数と実際に保険証を利用した数というのは、各加入保険者が把握できているということでございます。国保と後期高齢者については、税務課長のほうが答弁をいたします。

○議長（高館 英嗣君） 税務課長。

○税務課長（福川 勝志君） 税務課のほうで把握しておりますものは、国保加入者の分と後期高齢者医療加入者の分でございます。町病院でという数字ではありませんが、まず国保加入者の方の病院保険証としての利用件数が149件、後期高齢のほうは143件となっております。

これは今年4月時点での数字でありまして、件数イコールちょっと人数とは違ってはいますけれ

ども、1人で2回、3回となれば、1件でカウントされている数字のようですので、このような件数になっております。

以上です。

○議長（高館 英嗣君） よろしいでしょうか。関連はありませんか。他に質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高館 英嗣君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高館 英嗣君） 反対討論、賛成討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより採決します。日程第2、議案第38号について原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高館 英嗣君） 起立多数であります。よって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

日程第3. 議案第39号

○議長（高館 英嗣君） 次に、日程第3、議案第39号令和6年度日之影町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題とし、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高館 英嗣君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高館 英嗣君） 反対討論、賛成討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより採決します。日程第3、議案第39号について、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高館 英嗣君） 起立多数であります。よって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

日程第4. 議案第40号

○議長（高館 英嗣君） 次に、日程第4、議案第40号工事請負契約の締結についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長、佐藤貢君。町長。

○町長（佐藤 貢君） 議案第40号工事請負契約の締結についての提案理由を説明いたします。

令和6年度5年災林道施設災害復旧事業松の内線（1号箇所）林道災害復旧工事は、令和6年6月10日、9社による指名競争入札の結果、上田土木有限会社が落札しましたので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

なお、工事場所は、日之影町大字七折字平崎で、工期は令和6年6月から令和7年3月までの予定であります。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（高館 英嗣君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これから質疑を行います。甲斐徳仁君。

○議員（8番 甲斐 徳仁君） それでは質疑をさせていただきたいというふうに思いますが、災害関連のですね、大変大きな災害復旧事業でございますけれども、落札者が対応してくれればいいなど、正直そういう心配もしておりました。しかしながら、しっかり落札をしていただきまして、本日議案の上程という状況であります。ちなみに、この当該事業所の台風16号関連の手持ちの仕事はどのような状況でしょうか。

○議長（高館 英嗣君） 建設課長。

○建設課長（春田 直人君） ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

現在受注、入札、落札されております上田土木さんですが、耕地災が現段階で工事中でありますのが7件、それから林道の開設工事が1件、トータルの8件となっております。

現契約での請負金額でいきますと、約6,570万程度という形になっております。

以上です。

○議長（高館 英嗣君） 甲斐徳仁君。

○議員（8番 甲斐 徳仁君） 今説明がありましたけれども、かなり多くの手持ちがあるようでもありますけれども、しかしながらこれは本人さんが希望して取られたわけでありますから、そこあたりは大丈夫だろうというふうに思っておりますけれども、この工期ですよ、来年7年3月か。

当然、そこらあたりはもうそりゃ工期を決めんといかんわけでありますから、これ繰り越す可能性ちゅうのはあるんですかね。

○議長（高館 英嗣君） 建設課長。

○建設課長（春田 直人君） おっしゃられるように、今の工事自体もかなり多くて、実際今受注されている工事の出来高率は約4割というふうに見ております。この後もですね、災害普及工事かなり予定をしております。なかなか現場の条件、段取り等から、この工期を3月まで取ってお

りますが、すぐすぐ着手できるかどうかというのも、なかなかはっきりと言えないところであり
ます。

おっしゃられるように、6年度5年災という形の子算を取らせていただいておりますので、今
後繰越し等の手続を取っていく必要が出てくることも予想されているところでもあります。

以上です。

○議長（高舘 英嗣君） 甲斐徳仁君。

○議員（8番 甲斐 徳仁君） 件数が件数だけにですね、そして業者さんのやっぱり人材不足
等々も顕著にある状況がありますから、大変だなというふうに思いますが、この議案書の図面が
添付されておりますけれども、さきの説明では、盛土工等については買うと、場合によっては買
うというようなことでしたよね、たしか。

必要に応じて買えば間違いないといいますか、それだけの量を担保できるということでありま
すけれども、1,300有余のこの立米数が出ておりますけれども、これが例えば私が一番心配
しているのは、やってみらんや分からんわけですけども、繰り越した場合はですね、それは何
とか対応できる可能性はありますが、繰り越さない場合、急ぐ場合、県道日之影宇目線との時間
規制の関連があるじゃないですか。ここらあたりが、もうその頃には全て解放されれば一番いい
わけですけども、そういう心配がまず第一点。

それから、万が一迂回路を余儀なくされた場合は、当然、集落内をこの立米数でいったら、何
百台という話ですかね、これは大型で言えば。まあそれはまだ分かりませんが、そこの交通的な
問題、そういうこと等もございますので、非常に環境的にですね、どうかなという思いが勝手に、
そういう思いをしておりました。

そこで、全員協議会でも一部の議員さんからお話ありましたが、例えば沿線の砂防ダムですね、
林政・土木を問わずですね、そこのあたりの堆積した土砂等は有効利用使えできないかというふ
うなたしか話もあったように記憶しているんですよ。やっぱりそういうのは堆積して、そのダ
ムの役割は堆積することが一番山の安定につながるのかどうかは存じ上げませんが、私たちは素
人ですから。でも、あんまりたまってオーバーフローしているような状況であればですね、やっ
ぱりどこか持って除去せざるを得ない。

そこらあたりはうまくリンクが取れないのか、あるいは取れても、その堆積物ではここに上が
ってくる盛土工の対象材料とはならないのか、そこら辺がちよっと分からないなというのと、こ
のことによってそれが解決できたら、地元で、非常にいいのかなという素人ながらの考えで今質
問しておりますが、そこらあたりはやっぱり厳しいもんでしょうかね。

○議長（高舘 英嗣君） 建設課長。

○建設課長（春田 直人君） さきの御説明の中でもそういった御意見いただきまして、その場で

もお話をしましたように、今購入土として見ておりますけれども、実際その言われるように盛土に適した材料が近場にあれば、それを利用させていただくのが経済的でもありますし、施工性も高いというふうに考えております。

言われるように、県道の規制、現在あの小管下ですかね、大型車規制等もかかっている状況でありますので、そのあたりとの勘案で工期がさらに伸びるといようなことも、実際予想をしているところであります。

今言われた谷の堰堤等の裏の土砂等につきましては、砂防ダムについては撤去というような事業等もあると思いますけれども、言われたように治山ダムの目的としては、逆に言えば多少勾配を緩やかにするという目的もあるものですから、なかなか土砂の撤去というのが行われたいのは事実であります。

この流用土のために、その堰堤の裏の掘削というのは、一緒にできることではありませんので、同じタイミングで堰堤の土砂撤去という工事が近くで発注されたりとかすれば、その流用土の使い方というのも検討ができると思っています。

ただ、掘り上げた土砂をそのまま盛土に使えるかということ、含水率の問題であったりとか、そういったところもございますので、やはり仮置きをして、それからまた新たな現場にも運ぶというのが現実かなというふうに考えているところです。

おっしゃられるように、購入土で搬入するには、なかなかその量も多いですので、できるだけ条件に即した土砂等が近場で確保できれば、そちらのほうを使っていくように現地のほうでもまた調査を進めて、工事のほうもやっていきたいというふうに考えているところです。

以上です。

○議長（高館 英嗣君） 甲斐徳仁君。

○議員（8番 甲斐 徳仁君） なかなか公共事業でありますから、我々が考えるようにうまく、そこらあたりがリンクしない部分というのはあるのかなというふうに思いますが、この路線は手前、松の内集落から今、あの落石等々で、もう通行止めになって、どうですか、もう2年近くなるとかな、今の現状は。

先般のお話では、日之影字目線を利用して、諸和久橋を渡って、そこが一番その道を利用するしかないのかなということでありました。

もう一方の考え方としては、松の内集落から落石除去がどのような状況か存じ上げませんけれども、そこを除去していきながら、その転石等については、ここの仕事には全く使えるようなものじゃないわけでしょうかね。そうなれば、あっちからのルートが容易に確保できやすいのかなと、そういうふうに思ったんですけれども、そこらあたりは何かお考えないですか。

○議長（高館 英嗣君） 建設課長。

○建設課長（春田 直人君） おっしゃられるように、松の内側のほうは以前からの落石で、現在通行が不可能な状況となっております。かなりの大きい転石でありまして、実際大きい重機が行かないと、実際小割もできないという状況で、今現場のほうでストップしているような状況であります。

この災害復旧等がある程度終わって、重機等を自走させて現場に行くような形を取るような方向になるのかなと思っています。その転石等を盛土に流用というお話もいただきましたけれども、その転石を割って持ち出せるかどうかということも、ちょっとかなりまだ難しいところもありますので、そちらについてはまた検討をしていきたいと思っております。

その転石の利用というよりも、まだ林道開設のときの残土処理場が集落内にもありますので、そちらのほうの、盛土の流用とかを考えていきたいなというふうに考えているところです。

以上です。

○議長（高館 英嗣君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高館 英嗣君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高館 英嗣君） 反対討論、賛成討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより採決します。日程第4、議案第40号について、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高館 英嗣君） 起立多数であります。よって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

日程第5. 閉会中の継続調査の申し出について

○議長（高館 英嗣君） 次に、日程第5、閉会中の継続審査の申し出についてを議題とします。

各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から会議規則第75条の規定により、お手元に配付のとおり閉会中の継続調査申出書が提出されました。

お諮りします。各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高館 英嗣君） 異議なしと認めます。各委員長から申出のとおり、継続調査とすることに決定しました。

日程第6. 議員派遣について

○議長（高館 英嗣君） 次に、日程第6、議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。会議規則第129条第1項の規定により、お手元に配付したとおり議員派遣をすることにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高館 英嗣君） 異議なしと認めます。したがって、お手元に配付したとおり議員を派遣することに決定しました。

○議長（高館 英嗣君） 以上で、本日の議事日程は全て終了しました。

令和6年6月6日から8日間の会期をもって開会しました令和6年第2回日之影町議会定例会は、本日無事に最終日を迎えることができました。皆様方の御協力に感謝申し上げます。ありがとうございました。

令和6年第2回日之影町議会定例会はこれにて閉会します。御苦労さまでした。

午前11時36分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

議 長

署名議員

署名議員